

山梨県特別支援教育振興審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮 問

本県の特別支援教育の推進に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

1 特別支援教育推進のための計画策定に必要な事項について

諮 問 の 理 由

県教育委員会では、障害のある子どもたちに対する教育を推進するため、平成23年度に「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定しました。そのプランにより特別支援学校においては、軽度の知的障害のある生徒の一般就労の促進、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応、校舎の老朽化に伴う改築などの課題の解決に取り組み、また、小・中学校、高等学校においては、コーディネーターの指名や校内委員会の設置などの校内支援体制を整備するとともに、「授業支援ガイドブック」や「教職員のための通級による指導ガイドブック」などを発行し、教師への支援にも取り組んできたところです。

国においては、平成19年に障害者の権利に関する条約に署名後、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定、発達障害者支援法の改正などの法制度の整備を行い、平成26年にこの条約を批准しました。教育施策においても、中央教育審議会の報告、学校教育法施行令の一部改正などにより、合理的配慮の提供義務や就学システムの変更など、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、大きく動き出しています。

本県においては、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し続け、直近の10年間に小・中学校の特別支援学級在籍者数が1.9倍、通級による指導の利用者数が1.6倍になっており、特別支援教育へのニーズが高まっています。

このような特別支援教育をめぐる情勢の変化に、現行の「やまなし特別支援教育推進プラン」では十分に対応することが難しいと判断し、当初の計画期間を繰り上げ、新たな特別支援教育推進のための計画を策定することといたしました。

つきましては、山梨県特別支援教育振興審議会を開催し、本県の今後の特別支援教育の方向性を示す「新やまなし特別支援教育推進プラン（仮称）」を策定するため御審議いただきたく、諮問するものです。